

日EU経済連携協定附属書八—Aにおける日EU間の金融規制協力実施のための
実務上の取決めを定める枠組み（仮訳）

背景：日EU間の金融規制協力の範囲、目的、原則

日EU経済連携協定 附属書八—A 金融規制に関する協力（以下「附属書」という。）は、日本とEU間における金融サービス分野の全体を網羅する規制協力について、範囲、原則、目的及び制度的な構成を定める。附属書の段落 13 は、上記の規制協力を運営する機関として、日欧合同金融規制フォーラム（以下「フォーラム」という。）を設置している。附属書の段落 19 は、フォーラムが規制協力の枠組みを策定し適用することとしている。

第A節：本枠組みの範囲

1. 本枠組みは、附属書の段落 20 に規定される範囲と整合的な金融規制協力実施のための実務上の取決めを定めることを目的とする。
2. 厳密には、本枠組みは、欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局及び金融庁（以下個別に「参加当局」及び総称して「両参加当局」という。）間に適用されるが、いかなる法的権利又は義務を発生させ、いかなる国内法を修正し又はいかなる国内法に優先するものでなく、さらに両参加当局を国際法の下で法的に拘束するものではない。本枠組みのいかなる事項についても、枠組みの定める内容が附属書の記述に抵触する場合には、附属書が優先する。
3. 両参加当局は、日本とEU間の金融規制協力の実施に関して、かかる当局に起因する費用を負担する。

第B節：日本とEU間の金融規制協力の実施

4. 両参加当局は、金融規制協力を実施するにあたり、金融サービスの規制事項を所管する実務レベルにある者と日EU間の金融規制協力の実施を担当する者を参加させることとする。
5. 各参加当局は、金融規制協力全般の調整を行う連絡担当者を指定する。
6. 連絡担当者の指定は、本取決めの目的に沿った両参加当局の専門家間で行う直接の連絡、情報交換又は協力を妨げるものではない。連絡担当者は、かかる連絡についての情報提供を受けるものとする。

第C節：フォーラムの管理に関する指針

7. 金融サービス政策を所管する欧州委員会の総局長又は次長及び金融庁の金融国際審議官（以下「共同議長」という。）は、フォーラムの共同議長となる。共同議長が参加

できない場合、当該参加当局の他の上級職員を代理とすることができる。

8. 会合は、事前に、連絡担当者を通じて実務レベルにおいて準備される。
9. 共同議長は、フォーラムの会合後における共同声明の公表を決定することができる。声明は、適当な場合には、討議された事項と進捗状況を含むことができる。
10. フォーラムの会合において、両参加当局は年次作業計画を採択することができる。両参加当局が合意した場合、年次作業計画は両者の協力に係る一連の優先事項を特定することができる。作業計画は、具体的には以下の4作業分野を対象とすることができる：
 - a) 特に G20, 金融安定理事会、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、証券監督者国際機構及び金融活動作業部会といった関連する国際機関における議論
 - b) 銀行、資本市場及び保険市場の規制及び監督の進展；
 - c) その他の関連分野における規制及び政策の進展；並びに
 - d) 規制及び監督における相互依拠

第D節：情報交換及び協議のための仕組み

11. 両参加当局は、両参加当局に関連する金融サービス分野における規制に関する予定される取組みについて、相互に情報提供を行う。
12. 両連絡担当者は、両参加当局の実務レベルにおいて、協力を進める。特に、両連絡担当者は、不当に遅滞することなく、当該組織における実務レベルの専門家の連絡先を提供する。両連絡担当者は、専門家による作業部会からの成果物を含め、フォーラムにおける技術的な作業について、取組みを実施し、その継続的な活動を把握可能とすべきである。
13. 専門家による作業部会の設置に関するフォーラムの共同議長の決定があった場合、両参加当局は同作業部会の構成員を指定し、相互に知らせるものとする。
14. 専門家による作業部会は、両連絡担当者を通じて又は両連絡担当者を通じない方法で、定期的にフォーラムの共同議長に報告を行う。
15. 専門家による作業部会の継続的な活動は、電話連絡及び会合の形式により実施することができる。専門家による作業部会は、適当な場合には、利用可能な技術的な手段を十分に利用する。

第E節：相互の規制及び監督に関する枠組みへの依拠に関する指針

16. それぞれの参加当局における規制及び監督の枠組みについての相互理解並びに他の法域への依拠を促進するため、両参加当局は、依拠の建付け及び個別法域における実施状況について情報を交換する。
17. 両参加当局は重要性を認識し、両参加当局が加盟する国際基準設定機関が策定する良好な事例を尊重する。

第F節：附属書の段落11に規定する措置を検討する手続

18. 一方の参加当局が、他の参加当局から、金融サービス提供者が当該参加当局の領域内において金融サービスを提供する能力に及ぼす影響という観点から、措置を検討するよう書面による要請を受領した場合、要請を受けた参加当局は、要請を行った参加当局に対して不当に遅滞することなく、書面による回答を行うために最善の努力を払う。
19. 共同議長は、適当な場合には、検討中の措置について討議することができる。共同議長は、これらを補佐するための専門家による作業部会を設置することができる。

第G節：規制協力を促進するための他の取決め

20. 必要な場合には、附属書の規定に基づく技術的な仲介の実施について、さらなる詳細が検討される。
21. 両参加当局は、現在の協力枠組みの審査及び規制協力を促進するための追加的な取決めによる補完を共同して決定することができる。両参加当局は、両共同議長による検討要請によって作業を行う。当該取決めは、フォーラムの両共同議長による共同決定によって採用される。
22. 一方の参加当局は、他方の参加当局からの追加的な取決め提案について、しかるべき正当な考慮を払う。